

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年1月17日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成28年8月29日農林水産省告示第1628号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	掲示場
松田實	島田市横岡字沢根川 860 の 492	島田市役所